

第472回川越市農業委員会総会議事録
(公開用)

川越市農業委員会

第 4 7 2 回 川 越 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

- 1 開催年月日 令和5年4月26日
- 2 開催場所 川越市環境プラザ研修室
- 3 開会時刻 午前 9時30分
- 4 閉会時刻 午前 10時15分
- 5 招集者氏名 農業委員会会長 石川秀夫
- 6 議長の氏名 農業委員会会長 石川秀夫
- 7 委員出席者数 17名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
1	小野澤実	出		10	石川秀夫	出	
2	若海玄平	出		11	川目是英	出	
3	竹ノ谷敏彦	出		12	時田重雄	出	
4	田中あきえ	出		13	近藤芳宏	出	
5	武藤康則	出		14	小和瀬康男	出	
6	鈴木一	出		15	渡邊憲一	出	
7	山木綾子	出		16	滝嶋嘉久	出	
8	木所清司	出		17	西川利雄	出	
9	渋谷武	出					

8 議事参与者

職	氏名	職	氏名
農地利用最適化推進委員	大澤富雄	農地利用最適化推進委員	程島延幸
農地利用最適化推進委員	筋野哲夫	農地利用最適化推進委員	小峯雅
農地利用最適化推進委員	大野豊作	農地利用最適化推進委員	利根川孝一

職	氏名	職	氏名
農地利用最適化推進委員	佐藤金誉	農地利用最適化推進委員	新井計男
農地利用最適化推進委員	細田和美	農地利用最適化推進委員	田邊輝夫
農地利用最適化推進委員	野口和則	農地利用最適化推進委員	牛窪孝
農地利用最適化推進委員	永堀知己	農地利用最適化推進委員	發知孝雄
農地利用最適化推進委員	島村茂勝	農地利用最適化推進委員	小嶋光一

9 事務局

職	氏名	職	氏名
事務局長	柿沼映生	主査	岩崎達矢
副事務局長	小野寺雅樹	主事補	三ッ橋健
副主幹	山崎明美		
主幹	松本貴紀		
副主幹	宮本晃宏		

10 開会

会長 石川秀夫 は議長席に着き、出席委員が定足数に達していることを確認した後、令和5年4月26日第472回川越市農業委員会総会の開会を宣言する。

11 議事録署名委員選任の件

議長 石川秀夫 は、本件に対し、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任する。

委員 若海玄平

委員 竹ノ谷敏彦

委員 田中あきえ

1 2 議決事項及び議事の要領

報告第 1 号

総会の所管に関する報告書について

議長は、別添報告について、事務局に説明を求めた。

事務局は「所管に関する報告書 3 月分について報告する。

農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出書については、合計 7 件、9 筆、1, 9 7 0 m²である。農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書については、合計 1 9 件、3 6 筆、1 5, 2 2 1. 8 7 m²である。農地改良届については、合計 7 件、1 0 筆、3, 9 4 8 m²である。農業経営基盤強化促進法による申出書取消願については、合計 1 件、1 筆、1, 4 7 7 m²である。相続税の納税猶予に関する 3 年毎の農業継続証明書については、合計 1 0 件、5 6 筆、5 1, 4 8 0. 3 0 m²である。生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書については、合計 2 件、2 筆、2, 0 9 3 m²である。農地法第 3 条の 3 の規定による届出書については、合計 1 3 件、1 3 7 筆、9 0, 3 7 9. 3 4 m²である。詳細については報告書のとおりである。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、議事を進めた。

議案第 1 号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の第1号議案は、件数12件、筆数21筆、面積18,005㎡について申請があった。議案説明資料のとおり、整理番号1番から12番については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられる。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号10番について報告する。4月16日に農地利用最適化推進委員と共に譲受人に話を聞いてきた。譲受人は、現在78歳で、農業従事日数は250日、約235アールの農地を家族と共に耕作している農家である。農機具の所有状況は、耕耘機、トラクター、コンバイン、田植機、籾摺機、乾燥機、農業用自動車であり十分対応できる設備を所有している。申請地は適切に管理されており、今後は水稻を作付けする予定である。以上のことから、地元の農業委員としては問題ないと考える。慎重な審議をお願いします。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号10番について、譲受人の経営状況は良好であり、地元の推進委員としては、申出地を管理できる農家であると考えられる。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号12番について報告する。4月19日に農地利用最適化推進委員と共に譲受人に話を聞いてきた。

譲受人は、現在４９歳で、農業従事日数は１５０日、約２５
９アールの農地を家族と共に耕作している農家である。農機
具の所有状況は、トラクター、コンバイン、耕耘機、田植機、
籾摺機、乾燥機、農業用自動車であり十分対応できる設備を
所有している。申請地は適切に管理されており、今後は水稲
を作付けする予定である。以上のことから、地元の農業委員
としては問題ないと考える。慎重な審議をお願いする。」との
発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号１２番について、譲受人の経営状況は
良好であり、地元の推進委員としては、申出地を管理できる
農家であると考え。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号１番から１
２番については、改正前の農業経営基盤強化促進法第１８条
第３項の各要件をみたしているため、農用地利用集積計画を
決定することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求め
た。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第１号について
原案どおり決定する。

議案第２号

農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条
第３項の規定による農用地利用集積等促進計画

(案) に対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の第2号議案は、件数1件、筆数1筆、面積1,112㎡について意見照会があった。第2号議案は、埼玉県農林公社が貸付人となった農用地利用集積等促進計画(案)についての市長からの意見照会である。議案説明資料のとおり、農用地利用集積等促進計画(案)については、市長へ「意見なし」とすることによろしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)については、市長へ「意見なし」とすることによって採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第2号について原案どおり決定する。

議案第3号

農地法第3条第1項の規定による許可について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の第3号議案は、件数1件、筆数6筆、面積1,956.84㎡についての申請があった。議案説明資料のとおり、整理番号1番については、許可できない場合が規定された、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可

することによろしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号1番については、許可できない場合が規定された農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第3号について原案どおり許可することに決定する。

議案第4号

農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の第4号議案は、件数6件、筆数13筆、面積5,069㎡についての申請があった。議案説明資料のとおり、整理番号1番から6番については、それぞれ立地基準と一般基準として許可できない場合が規定された農地法第5条第2項各号に該当しないため、総合意見として県へ許可相当であるとの意見を付すことによろしいか、お伺いする。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号1番について報告する。4月17日に農地利用最適化推進委員と共に代理人に話を聞いてきた。譲受人は平成14年1月に設立され、老人ホーム、介護施設の

運営を主な業務としている。申請地近隣には小規模多機能型居宅介護施設、認知症対応型共同生活介護施設の需要があることから、施設の建築を計画した。申請地が適地と考え、売買にて取得し、介護福祉施設建築を行うとの申請である。雨水については、敷地内に浸透トレンチを設置する計画で、排水については、公共下水道に放流する計画である。したがって、雨水排水による周辺農地への影響はない見込みである。建設については周辺住民への説明を行っている。以上のことから、農業委員としては問題ないと考える。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号4番について報告する。4月20日に農地利用最適化推進委員と共に代理人に話を聞いてきた。目的は資材置場に使用のための申請である。譲受人は平成14年3月に神奈川県にて設立し、不動産業、解体業、造成業を主な業務としている。近年は、川越市に事業所を置く協力会社の紹介による工事を請負することが多くなった。協力会社が令和3年に本店を川越市に移転に伴い、川越市近郊の工事を受注することが多くなった。また、資材置場がない理由で依頼を断るケースもあり、年間の売上として500万円程度の損失を計上している。

申請地に置く資材は、「社用車、トラック、油圧ショベル、除草用機材、単管パイプ、建築用丸太、伐採・伐根した木、残土」を計画している。資材の盗難対策として夜間照明を設置

する計画である。

雨水については、周囲をコンクリートブロックで囲み、敷地内にて自然浸透させる計画で、排水計画ない。したがって、雨水排水による周辺農地への影響はない見込みである。申請地は適切に管理されておる。以上のことから、隣接する地区の農業委員としては問題ないと考える。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

委員から「整理番号4番について、雨水は自然浸透で大丈夫なのか。」との発言があった。

事務局は「事業計画地の雨水対策については、事業計画者が市河川課と協議済みであり問題ないものとする。」と回答した。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号1番から6番について農地転用に関する許可基準からみた意見については、農地法第5条第2項各号に該当しないため、総合意見として許可相当とすることとし、整理番号1番、4番については、「事業計画を遵守し、周辺農地及び水路に支障を与えないこと。」と条件を付すことで、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第4号について総合意見として許可相当とし、整理番号1番、4番については条件を付すことに決定する。

議案第 5 号

川越市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議
について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「農業委員会に係る不祥事が発生しことを受け、全国農業会議所では令和元年11月28日に開催された全国農業委員会会長代表者集会において「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」を決議し、農業委員会組織として綱紀粛正の徹底を図っていくことを確認した。これを踏まえ、各農業委員会の総会において年に1回以上「法令遵守の申し合わせ決議」を行う事となっているため、本市農業委員会においても令和5年度の決議を行おうとするものである。」

「決議案を朗読する。川越市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。記 1 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制

度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同法第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。2 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。令和5年4月26日 川越市農業委員会。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、原案どおりとすることで採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第5号について原案どおり決定する。

議案第6号

農業委員会委員の辞任同意を求めることについて

議長は、別添議案を上程し、次のように説明した。

「当議案については関係委員がいる。農業委員会等に関する法律第31条では「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」と規定されている。そのため、関係委員には退席してもらい、議事を進めてよろしいかお諮りする。」

異議がなかったため、関係委員は退席した。

議長は、事務局に概要説明を求めた。

事務局は、「山木綾子委員から令和5年4月24日に、令

和 5 年 5 月 1 日をもって辞任したい旨の辞任同意願が、農業委員会会長あて提出された。辞任理由は、「一身上の都合によるもの」である。農業委員の辞任については、農業委員会等に関する法律第 13 条第 1 項により、「市町村長及び農業委員会の同意を得て委員を辞任することができる。」と規定されている。」との説明を行った。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、議案第 6 号農業委員会委員の辞任同意を求めることについて、辞任同意とすることで、採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第 6 号について、辞任同意することに決定する。

議長は、関係委員の審議が終了したため、退席した委員の入室を許可した。

議案第 7 号

農業委員会委員の辞任同意を求めることについて

議長は、別添議案を上程し、次のように説明した。

「当議案については関係委員がいる。農業委員会等に関する法律第 31 条では「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」と規定されている。そのため、関係委員には退席してもらい、議事を進めてよろしいかお諮りする。」

異議がなかったため、関係委員は退席した。

議長は、事務局に概要説明を求めた。

事務局は、「近藤芳宏委員から令和5年4月24日に、令和5年5月1日をもって辞任したい旨の辞任同意願が、農業委員会会長あて提出された。辞任理由は、「一身上の都合によるもの」である。農業委員の辞任については、農業委員会等に関する法律第13条第1項により、「市町村長及び農業委員会の同意を得て委員を辞任することができる。」と規定されている。」との説明を行った。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、議案第7号農業委員会委員の辞任同意を求めることについて、辞任同意とすることで、採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第7号について、辞任同意することに決定する。

議長は、関係委員の審議が終了したため、退席した委員の入室を許可した。

13 閉 会

議長 石 川 秀 夫 は議案の審議がすべて完了したため、第472回川越市農業委員会総会の閉会を宣言し、一同散会する。

14 署 名

この議事録が正当であることを証明するため、下記に署名捺印をする。

令和 5年 5月 2日

議 長 石 川 秀 夫

委 員 若 海 玄 平

委 員 竹ノ谷 敏 彦

委 員 田 中 あきえ
